

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役社長兼CEO 此 下 竜 矢

第19期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）につきまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年よりも規模を縮小・予定時間を短縮し、安全に最大限配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。

株主様におかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 本継続会のご出席につきましては、株主様の健康と安全面を最優先にお考えいただき、ご来場を見合わせていただくことも、ご検討ください。ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。

2. 本継続会にご出席される株主様におかれましては、以下の対応につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

①咳、発熱症状等の体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただきます。また、ご入場後、体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けさせていただき、ご退出をお願いする場合がございます。

②例年よりも会場内の座席間隔を広げるため、ご入場を制限させていただく場合がございます。

③運営スタッフはマスクを着用させていただきます。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。なお、当社の役員につきましては、壇上において、ご来場の株主様と新型コロナウイルスの感染を防止するうえで十分な距離を取ることが可能な場合には、マスクの着用をしない場合がございます。

◆例年ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産につきましては、安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、取り止めさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、令和2年12月25日開催の第19期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第19期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となることを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年2月16日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1F
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第19期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
計算書類の内容報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wedge-hd.com>）において周知させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、減収減益となりました。売上高は77億50百万円（前年同期比16.8%減）、営業利益は3億42百万円（同42.8%減）、経常損失は3億40百万円（前年同期は2億12百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は18億39百万円（前年同期は4億48百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

売上高については、各国政府によるロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策による景気悪化に伴って新規貸付を減らしていることにより、Digital Finance事業が大幅減となりました。営業利益・経常利益はコンテンツ事業においては利益改善が順調に進んでおります。純利益につきましては、本年10月にシンガポールで下された判決を当連結会計年度に取り込み、大幅な減益となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しては、特にDigital Finance事業に影響が出ました。また、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、国別、事業別の環境等により異なり、慎重に見極めるべき状況となっております。そのため、それぞれのセグメント業績の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (Digital Finance事業)

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における売上高は72億38百万円（前年同期比17.5%減）、セグメント利益（営業利益）は4億31百万円（同51.0%減）となりました。

全体として、昨年8月まで継続しておりましたタイとシンガポールにおける大型の裁判に対応し、営業貸付金を減少させる保守的な営業方針を採っていたことにより、営業貸付金総額が長期的に減少したことに加え、3月以降は営業をしております各国においても、新型コロナウイルス感染症対策として、各国政府がロックダウンなどを行った結果、営業停止や休業をしました。当社グループはこの間、①営業貸付金の回収に注力、②景気悪化に備えて新規貸付審査厳格化と抑制

を柱に活動いたしました。この結果、売上高・セグメント利益ともに減少となっております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、東南アジア各国は国ごとの感染者数や政策対応が大きく異なり、タイ、カンボジア、ラオスでは感染者は相対的に少なく国内は落ち着いた状況ですが、ミャンマー、インドネシアでは感染者が未だ多くロックダウン等が継続しており、マダラ模様となっております。同時に景気悪化は各国とも影響が大きく、カンボジアやミャンマーではオートバイ等の当社主力商品への明確な需要減少がみられます。同時に当社は顧客返済遅延に備えて保守的に新型コロナウイルス感染症対策特別引当金を引き当てております。その金額は現在のところ妥当と考えられ、かつ、その後回収は想定より順調に進んでおります。各国の景気や需要状況を注視し、現在はまだ事業再拡大に踏み切る時ではないと判断しており、今後は事業再拡大の機会を慎重に判断してまいります。

#### （コンテンツ事業）

当事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。当連結会計年度における売上高は5億12百万円（前年同期比11.5%増）、セグメント利益（営業利益）は97百万円（前年同期は46百万円のセグメント損失）となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当連結会計年度においては、当社の手がけました、現在人気が高まっております「鬼滅の刃」が特に来年以降に成長の柱となるとともに、その他各種漫画の人気が好調であることなどから書籍編集が売上高を伸ばしております。また当社の手がけましたトレーディングカードゲームも人気が高く、ロイヤリティ収入が大幅に増加しており、同時に事業経費も大幅に圧縮が進んでおります。当連結会計年度では、売上高が1割増加する一方、事業経費は2割程度減少しており、これが利益化に貢献しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、当事業は数年来リモートネットワークを推進していたこともあり、業務の遂行に大きな支障はなく、新しい商品制作がはじまることもあり、今後につきましては影響を払しょくできるものと考えております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

## (2) 財政状態に関する分析

### ① 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて49億4百万円減少し、390億74百万円となりました。

流動資産は35億93百万円減少し、309億96百万円となりました。主な内訳は営業貸付金の減少44億28百万円等であります。

固定資産は13億11百万円減少し、80億78百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の増加66百万円、無形固定資産の減少2億22百万円、投資その他の資産の減少11億54百万円であります。

流動負債は145億62百万円増加し、260億38百万円となりました。主に1年内償還予定社債の増加114億7百万円及び訴訟損失引当金の増加22億37百万円等であります。

固定負債は139億29百万円減少し、3億44百万円となりました。主に転換社債の減少140億35百万円であります。

純資産は55億37百万円減少し、126億91百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少19億75百万円、為替換算調整勘定の減少5億15百万円、非支配株主持分の減少30億41百万円等であります。

### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (3) 財産及び損益の状況

| 区 分                                         | 第16期<br>(平成29年9月期) | 第17期<br>(平成30年9月期) | 第18期<br>(令和元年9月期) | 第19期<br>(当連結会計年度)<br>(令和2年9月期) |
|---------------------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                   | 10,046,658         | 9,995,591          | 9,318,905         | 7,750,542                      |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                           | △2,446,851         | 1,478,773          | 212,652           | △340,083                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | △4,004,000         | 74,042             | △448,133          | △1,839,195                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | △113.17            | 2.09               | △12.53            | △51.44                         |
| 総 資 産(千円)                                   | 47,905,376         | 49,733,628         | 43,979,140        | 39,074,588                     |
| 純 資 産(千円)                                   | 17,470,525         | 18,479,614         | 18,228,935        | 12,691,471                     |
| 1株当たり純資産額(円)                                | 218.82             | 220.71             | 210.86            | 141.23                         |

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

| 会 社 名          | 資 本 金       | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 主要な事業内容          |
|----------------|-------------|---------------------|------------------|
| 昭和ホールディングス株式会社 | 5,651,394千円 | 63.21%              | グループ会社の統括および経営指導 |

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                          | 資 本 金       | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                           |
|------------------------------------------------|-------------|--------------------|-----------------------------------|
| Group Lease PCL.                               | 762,769千THB | 40.44%<br>(40.44%) | Digital Finance事業                 |
| GL Finance PLC.                                | 10,300千USD  | 40.44%<br>(40.44%) | Digital Finance事業                 |
| Engine Holdings<br>Asia PTE.LTD.               | 58,693千SGD  | 100.0%             | 株式の取得・保有による子会社並び<br>に持分法適用関連会社の管理 |
| Engine Property<br>Management Asia<br>PTE.LTD. | 19,204千SGD  | 100.0%<br>(100.0%) | 株式の取得・保有による子会社並び<br>に持分法適用関連会社の管理 |

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合であります。

### (5) 対処すべき課題

- ・東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、タイ王国タイ証券取引所に上場しDigital Finance事業を営むGroup Lease PCL.を連結子会社とし、東南アジアを中心にDigital Finance事業を推進しております。現在進出しているのはタイ王国から、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、スリランカ民主社会主義共和国となっております。

また、日本国内で行っていたコンテンツ事業についても、トレーディングカードゲームをベトナム社会主義共和国においては現地の大手書店と提携し販売し、インドネシア共和国においては直営店及びフランチャイズ契約店舗での販売を進めており、東南アジアでのコンテンツ事業を展開しております。

東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。

### (6) 企業集団の主要な事業セグメント（令和2年9月30日現在）

| 事業名称              | 事業内容                                                                                                                                                       |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Digital Finance事業 | オートバイローンの引受、マイクロファイナンス                                                                                                                                     |
| コンテンツ事業           | ①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務<br>②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用权、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、賃貸借）及び販売（譲渡）に関する業務 |

(7) 企業集団の主要拠点等（令和２年９月30日現在）

|                                          |                  |
|------------------------------------------|------------------|
| 当社                                       | 本社：東京都中央区        |
| Group Lease PCL.                         | 本社：タイ王国 バンコク市    |
| Thanaban Co.,Ltd.                        | 本社：タイ王国 バンコク市    |
| GL Finance PLC.                          | 本社：カンボジア王国 プノンペン |
| GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.                | 本社：ラオス人民民主共和国    |
| PT Group Lease Finance Indonesia         | 本社：インドネシア共和国     |
| BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.         | 本社：ミャンマー連邦共和国    |
| GL-AMMK Co.,Ltd.                         | 本社：ミャンマー連邦共和国    |
| Engine Holdings Asia PTE.LTD.            | 本社：シンガポール共和国     |
| Engine Property Management Asia PTE.LTD. | 本社：シンガポール共和国     |

(8) 使用人の状況（令和２年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,616名 | 71名減        |

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 59名  | 9名減       | 37.8歳 | 9.1年   |

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（令和2年9月30日現在）

| 借入先                          | 金額           |
|------------------------------|--------------|
| 転換社債（J Trust Asia Pte. Ltd.） | 19,042,947千円 |

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年9月30日現在）

|              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 100,842,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 35,794,478株  |
| ③ 株主数        | 5,576名       |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                                                        | 持株数         | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 昭和ホールディングス株式会社                                             | 22,601,400株 | 63.21% |
| 明日香野ホールディングス株式会社                                           | 1,359,000株  | 3.80%  |
| 深道 修一                                                      | 771,100株    | 2.16%  |
| 楽天証券株式会社                                                   | 686,400株    | 1.92%  |
| GM0クリック証券株式会社                                              | 298,000株    | 0.83%  |
| 株式会社SBI証券                                                  | 159,528株    | 0.45%  |
| auカブコム証券株式会社                                               | 126,700株    | 0.35%  |
| JPMBL RE CREDIT SUISSE AG.<br>SINGAPORE BRANCH COLL EQUITY | 109,400株    | 0.31%  |
| 経沢 守                                                       | 105,100株    | 0.29%  |
| 倉 一正                                                       | 101,500株    | 0.28%  |

（注1） 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

（注2） 持株比率は、自己株式（39,400株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要  
第7回新株予約権

|                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成25年2月4日                        |
| 新株予約権の数                | 500個（注1）                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 50,000株<br>（新株予約権1個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額 | 新株予約権1個あたり15,300円<br>（1株あたり153円） |
| 権利行使期間                 | 平成26年3月1日から令和3年2月28日まで           |
| 行使の条件                  | （注2）                             |

（注1）令和2年9月30日現在の数を表示しております。

（注2）新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において当社の取締役及び監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由がある場合はその限りではない。その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 区分                | 新株予約権の数 | 目的となる株式数 | 保有者数 |
|---------------------|-------------------|---------|----------|------|
|                     | 取締役<br>（監査等委員を除く） | 200個    | 20,000株  | 1人   |
|                     | 取締役（監査等委員）        | 100個    | 10,000株  | 1人   |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（令和2年9月30日現在）

| 会社における地位    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼CEO | 此 下 竜 矢 | 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO<br>明日香食品株式会社代表取締役社長<br>Group Lease PCL. 取締役最高経営責任者                                                                                                           |
| 代 表 取 締 役   | 庄 司 友 彦 | 昭和ホールディングス株式会社<br>代表取締役COO兼CFO<br>Group Lease PCL. 取締役                                                                                                                                 |
| 取 締 役       | 田 代 宗 雄 | Engine Holdings Asia PTE. LED. 取締役<br>Group Lease PCL. 取締役COO<br>GL Finance PLC. 取締役<br>Group Lease Holdings PTE. LTD. 取締役<br>Thanaban Co., Ltd. 取締役<br>GL Leasing (Lao) Co., Ltd. 取締役 |
| 取締役（監査等委員）  | 近 藤 健 太 | 山根法律総合事務所所属弁護士                                                                                                                                                                         |
| 取締役（監査等委員）  | 佐 藤 一 石 | 昭和ゴム株式会社監査役                                                                                                                                                                            |
| 取締役（監査等委員）  | 大 徳 哲 雄 | 株式会社樹想社代表取締役                                                                                                                                                                           |

- (注1) 取締役近藤健太氏、取締役佐藤一石氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 取締役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。
- (注3) 取締役近藤健太氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 取締役佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 当社監査等委員会の各委員は、当社の重要会議への出席が認められており、実際当該会議への出席を通じて情報収集を行っております。また、それら会議の事務局が、監査等委員会の職務を補助するものとなり、監査の実効性と効率を高めるよう努めております。これらの事情を含め、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。

## ② 取締役の報酬等の総額

| 区 分                         | 支 給 人 員    | 支 払 額                |
|-----------------------------|------------|----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役分） | 2名<br>（一名） | 7,260千円<br>（一千円）     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役分）    | 2名<br>（2名） | 6,600千円<br>（6,600千円） |
| 合 計                         | 4名         | 13,860千円             |

- （注1） 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- （注2） 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。
- （注3） 取締役（監査等委員を除く）の内1名は無報酬のため含んでおりません。
- （注4） 監査等委員である取締役の内1名は無報酬のため含んでおりません。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役近藤健太氏は山根法律総合事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社の監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                    | 活動状況                                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>近藤健太 | 当事業年度において開催された取締役会12回の内11回に出席し、監査等委員会12回の内11回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>佐藤一石 | 当事業年度において開催された取締役会12回の内12回に出席し、監査等委員会12回の内12回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。                |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

監査法人アリア

##### ② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 17,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

##### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑥ 子会社の監査の状況

当社子会社のGroup Lease PCL. は、KPMG Phoomchai Audit Ltd. の監査を受けております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて全面改定いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。
  - ハ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
- ニ. 子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規定を見直し再策定する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - ロ. 各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。
  - ロ. 事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
  - ハ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。
  - ニ. 関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ. リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ニ. 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。
  - ロ. 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
  - ハ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
  - ニ. 子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑪ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑫ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
  - ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を12回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改定し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

② リスク管理体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規定及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、また、リスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

第19期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、定期的に開催している幹部社員の会議またはメール等によるコンプライアンスに関する情報伝達共有を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに検出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第19期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部           |            |
|-------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産     | 30,996,378 | 流 動 負 債           | 26,038,958 |
| 現金及び預金      | 12,984,397 | 支払手形及び買掛金         | 38,477     |
| 受取手形及び売掛金   | 96,234     | 1年内償還予定の転換社債      | 19,042,947 |
| 営業貸付金       | 24,876,939 | 短期借入金             | 294,062    |
| 商品及び製品      | 226        | 関係会社短期借入金         | 338,894    |
| 仕掛品         | 16,672     | 未払費用              | 3,339,409  |
| 原材料及び貯蔵品    | 176,822    | 未払法人税等            | 12,616     |
| 短期貸付金       | 514,729    | 訴訟損失引当金           | 2,237,931  |
| その他         | 2,267,840  | 賞与引当金             | 95,220     |
| 貸倒引当金       | △9,937,483 | その他               | 639,399    |
| 固 定 資 産     | 8,078,210  | 固 定 負 債           | 344,158    |
| 有 形 固 定 資 産 | 412,214    | 繰延税金負債            | 185,926    |
| 建物及び構築物     | 53,060     | 退職給付に係る負債         | 85,219     |
| 車両運搬具       | 48,575     | その他               | 73,012     |
| 工具、器具及び備品   | 48,117     |                   |            |
| 使用権資産       | 141,276    |                   |            |
| 土地          | 120,181    |                   |            |
| 建設仮勘定       | 1,002      |                   |            |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,483,153  | 負 債 合 計           | 26,383,117 |
| のれん         | 1,179,073  | 純 資 産 の 部         |            |
| その他         | 304,080    | 株 主 資 本           | 5,443,705  |
| 投資その他の資産    | 6,182,841  | 資 本 金             | 4,007,892  |
| 投資有価証券      | 1,860,160  | 資 本 剰 余 金         | 6,118,472  |
| 関係会社株式      | 3,311,951  | 利 益 剰 余 金         | △4,641,698 |
| 長期貸付金       | 34,870     | 自 己 株 式           | △40,961    |
| 破産更生債権等     | 4,431      | その他の包括利益累計額       | △393,936   |
| 繰延税金資産      | 514,579    | その他有価証券評価差額金      | 7,794      |
| 外国株式購入預託金   | 24,218     | 為替換算調整勘定          | △401,731   |
| その他         | 514,503    | 新 株 予 約 権         | 8,340      |
| 貸倒引当金       | △81,872    | 非 支 配 株 主 持 分     | 7,633,362  |
| 資 産 合 計     | 39,074,588 | 純 資 産 合 計         | 12,691,471 |
|             |            | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 39,074,588 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売上高             |           | 7,750,542 |
| 売上原価            |           | 1,281,708 |
| 売上総利益           |           | 6,468,833 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 6,126,359 |
| 営業利益            |           | 342,474   |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 201,075   |           |
| 為替差益            | 18,978    |           |
| その他             | 8,945     | 228,999   |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 11,232    |           |
| 社債利息            | 728,312   |           |
| 持分法による投資損失      | 155,593   |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 12,033    |           |
| その他             | 4,386     | 911,557   |
| 経常損失            |           | 340,083   |
| 特別損失            |           |           |
| 投資有価証券評価損       | 468,784   |           |
| 関係会社株式評価損       | 37,833    |           |
| 貸倒引当金繰入額        | 747,353   |           |
| 訴訟損失引当金繰入額      | 2,295,889 | 3,549,860 |
| 税金等調整前当期純損失     |           | 3,889,943 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 376,981   |           |
| 法人税等調整額         | △55,300   | 321,680   |
| 当期純損失           |           | 4,211,624 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |           | 2,372,428 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |           | 1,839,195 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（令和元年10月1日から）  
（令和2年9月30日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 令和元年10月1日 残高              | 4,007,892 | 6,118,472 | △2,666,038 | △40,961 | 7,419,365  |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |           |           | △136,464   |         | △136,464   |
| 会計方針の変更を反映した令和元年10月1日 残高  | 4,007,892 | 6,118,472 | △2,802,502 | △40,961 | 7,282,900  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |         |            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |           |           | △1,839,195 |         | △1,839,195 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | △1,839,195 | —       | △1,839,195 |
| 令和2年9月30日 残高              | 4,007,892 | 6,118,472 | △4,641,698 | △40,961 | 5,443,705  |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |               | 新株予約権  | 非支配株主持分    | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|----------|---------------|--------|------------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |        |            |            |
| 令和元年10月1日 残高              | 5,957        | 113,828  | 119,786       | 15,296 | 10,674,487 | 18,228,935 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |              |          |               |        | △267,327   | △403,792   |
| 会計方針の変更を反映した令和元年10月1日 残高  | 5,957        | 113,828  | 119,786       | 15,296 | 10,407,159 | 17,825,143 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |               |        |            |            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |              |          |               |        |            | △1,839,195 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 1,836        | △515,559 | △513,722      | △6,955 | △2,773,797 | △3,294,476 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,836        | △515,559 | △513,722      | △6,955 | △2,773,797 | △5,133,671 |
| 令和2年9月30日 残高              | 7,794        | △401,731 | △393,936      | 8,340  | 7,633,362  | 12,691,471 |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 11社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Engine Holdings Asia PTE. LTD.  
Engine Property Management Asia PTE. LTD.  
Group Lease PCL.  
Thanaban Co., Ltd.  
Group Lease Holdings PTE. LTD.  
GL Finance PLC.  
GL Leasing (Lao) Co., Ltd.  
PT Group Lease Finance Indonesia  
BG Microfinance Myanmar Co., Ltd.  
GL-AMMK Co., Ltd.  
Comfort Services Development Co., Ltd.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.  
Brain Navi (THAILAND) Co., Ltd.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用関連会社の状況

- ・ 持分法適用関連会社の数 4社
- ・ 持分法適用関連会社の名称 Engine Property Management Asia Co., Ltd.  
P. P. Coral Resort Co., Ltd.  
Commercial Credit and Finance PLC  
Trade Finance and Investments PLC

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 当該会社等の名称 Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.  
Sanwa Asia Links Co., Ltd.  
Brain Navi (THAILAND) Co., Ltd.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                                       | 決算日    |
|-------------------------------------------|--------|
| Engine Holdings Asia PTE. LTD.            | 12月31日 |
| Engine Property Management Asia PTE. LTD. | 12月31日 |
| Group Lease PCL.                          | 12月31日 |
| Thanaban Co., Ltd.                        | 12月31日 |
| Group Lease Holdings PTE. LTD.            | 12月31日 |
| GL Finance PLC.                           | 12月31日 |
| GL Leasing (Lao) Co., Ltd.                | 12月31日 |
| PT Group Lease Finance Indonesia          | 12月31日 |
| BG Microfinance Myanmar Co., Ltd.         | 3月31日  |
| GL-AMMK Co., Ltd.                         | 3月31日  |
| Comfort Services Development Co., Ltd.    | 12月31日 |

(注) これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・ 商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産除く)

当社及び国内連結子会社 定率法及び定額法

在外連結子会社 定額法

耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～20年

車両運搬具 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産除く)

定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

定額法

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

在外連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ハ. 返品調整引当金

音楽出版物（主としてCD）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

#### ニ. 訴訟損失引当金

損害賠償請求額に関連して発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は退職給付制度を利用しており、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は発生した連結会計年度において費用処理しております。

### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### ⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～20年間の定額法により償却を行っております。

### ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

当社グループの一部の在外連結子会社等において、第2四半期連結会計期間に、下記の会計基準を採用しております。なお、これらの基準の適用にあたっては、基準の適用による累積的影響を運用開始日に認識する方法を採用しております。

### (1) IFRS第9号「金融商品」

当該基準の適用により、営業貸付金に係る貸倒引当金の測定手法が変更されております。

この結果、当連結会計年度の期首の貸倒引当金が356百万円及び繰延税金資産が74百万円増加し、関係会社株式が122百万円、非支配株主持分が267百万円及び利益剰余金が136百万円減少しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、営業貸付金について予想信用損失モデルによる減損284百万円を販売費及び一般管理費に追加計上しております。

(2) IFRS第16号「リース」

当該基準の適用により、オペレーティング・リース（借手）について使用権資産及びリース債務を認識しております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

968,242千円

(2) 偶発債務

（訴訟事件）

7. その他の注記（追加情報）に記載のとおり、当社連結子会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）とGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）は、GLが発行した転換社債保有者JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「JTA」という。）から、タイとシンガポールにおいて、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求める訴訟を提起されております。

シンガポールの裁判所においては、令和2年10月6日にJTAの請求を一部認め、GLHに対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払を命じる判決が下されております。当社グループといたしましては、当該判決によって確定した支払いについて、当連結会計年度に2,295百万円の訴訟損失引当金繰入額（特別損失）を計上し、関係当事者間で支払方法等の調整を行っております。

さらに、JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD.（以下「EHA」という。）他1社を被告とし、令和2年11月16日にシンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びGL株の購入他527百万タイバツ）について、GLHが他の被告と共謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。

上記の他、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Finance Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、令和元年12月3日にPT Bank JTrust Indonesiaによる損害賠償請求は棄却される判決が下されており、その後進展はございません。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>の株式数(株) |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式  | 35,794,478           | —                   | —                   | 35,794,478          |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>の株式数(株) |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 普通株式  | 39,400               | —                   | —                   | 39,400              |

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成25年2月4日<br>取締役会決議分 | 平成25年2月4日<br>取締役会決議分 |
|------------|----------------------|----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                 | 普通株式                 |
| 目的となる株式の数  | 50,000株              | 37,000株              |

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債の発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式及び長期貸付金は、出資先の業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金に係る銀行借入金であります。また、長期借入金及び社債並びに転換社債は、主に投資並びに営業貸付に係る資金調達を目的としております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式及び長期貸付金については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得て行い、管理については、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                          | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円)    |
|--------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金               | 12,984,397         | 12,984,397 | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金            | 96,234             | 96,234     | —          |
| (3) 営業貸付金                | 24,876,939         |            |            |
| 貸倒引当金※                   | △8,119,327         |            |            |
| 差引                       | 16,757,611         | 16,757,611 | —          |
| (4) 短期貸付金                | 514,729            |            |            |
| 貸倒引当金※                   | △322,068           |            |            |
| 差引                       | 192,660            | 192,660    | —          |
| (5) 長期貸付金                | 34,870             | 34,870     | —          |
| (6) 関係会社株式               | 2,495,935          | 1,379,308  | △1,116,627 |
| 資産計                      | 32,561,710         | 31,445,082 | △1,116,627 |
| (1) 支払手形及び買掛金            | 38,477             | 38,477     | —          |
| (2) 転換社債                 | 19,042,947         | 19,586,769 | 543,821    |
| (3) 短期借入金及び関係会社<br>短期借入金 | 632,956            | 632,956    | —          |
| 負債計                      | 19,714,381         | 20,258,203 | 543,821    |

※ 営業貸付金及び短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、(4) 短期貸付金（長期貸付金の1年以内回収予定分を含む）、(5) 長期貸付金

これらについては回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(6) 関係会社株式

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 短期借入金及び関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 転換社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|----------|-----------------|
| 関係会社株式 ※ | 816,015         |
| 投資有価証券 ※ | 1,860,160       |

(※) これらについては、非上場株式であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 12,984,397   | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 96,234       | —                   | —                    | —            |
| 営業貸付金     | 18,969,023   | 5,907,915           | —                    | —            |
| 長期貸付金     | —            | 34,870              | —                    | —            |
| 合計        | 32,049,655   | 5,942,785           | —                    | —            |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 141円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 51円44銭  |

## 7. その他の注記

(追加情報)

### (1) 連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下、「G L」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下、「G L H」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付 (以下、「G L H融資取引」という。)を行っております。

G Lは、キプロス及びシンガポールの借主に対するG L H融資取引について、平成29年10月16日及び同月19日にタイ証券取引委員会 (以下、「タイS E C」という。)からG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイS E Cは、タイ法務省特別捜査局 (以下、「タイD S I」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在タイD S Iによる調査が行われております。

当社グループでは、タイS E Cの指摘の事実関係等について調査するため、当社において第三者委員会を設置しG L H融資取引を調査しました。また、G Lでは、新たに、キプロス及びシンガポールの借主へのG L H融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイS E Cの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々々連結会計年度 (第16期)の年度末決算において、タイS E C指摘のG L H融資取引に関連する貸付金債権全額 (営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以降の売上高計上は取りやめております。

また、平成30年7月31日に、G LではタイS E Cの決算訂正命令に対応して比較情報としての平成28年12月末決算を含む平成29年12月末決算を訂正しました。当該G Lの過年度決算の訂正は、タイS E Cの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、G Lの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々連結会計年度からの会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度におけるタイS E C指摘のG L H融資取引に関連する貸付債権 (概算値)は、貸付元本 (営業貸付金) 5,924百万円 (前連結会計年度末6,051百万円)、未収利息 (流動資産その他) 262百万円 (前連結会計年度末268百万円)となっており、当該貸付債権全額 (営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,187百万円 (前連結会計年度末6,319百万円)を設定しております。

また、当連結会計年度の関連利息収入 (売上高)は一百万円 (前連結会計年度は一百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的措置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社連結子会社であるG Lが発行した総額180百万USドル（当連結会計年度末190億円（1年内償還予定の転換社債190億円））の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、G LがタイSECから平成29年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、平成29年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

①JTAが行っている訴訟の概要

|                       | (GL)<br>損害賠償請求訴訟                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (GL)<br>会社更生申立訴訟 | (GLH)<br>損害賠償請求訴訟 | (GLH)<br>暫定的資産凍結命令申立訴訟 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------|
| 1. 訴訟提起日              | 平成30年1月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成30年1月10日       | 平成29年12月26日       | 平成29年12月26日            |
| 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯 | Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万USドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりますが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万USドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。 |                  |                   |                        |
| 3. 訴訟を提起したものの概要       | (商号)<br>JTRUST ASIA<br>PTE. LTD.<br>(所在地)<br>シンガポール<br>(代表者の役職・氏名)<br>代表取締役 藤澤信義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 同左               | 同左                | 同左                     |

|          |                                                                                |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 訴訟内容  | JTA は、タイにおいて、GL、GL 取締役 3名、並びに此下益司氏に対し、JTA の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。 | JTA は、タイにおいて、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。                                                                          | JTA は、シンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。                                                                                                                            | シンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。                                                                                               |
| 5. 訴訟の進展 | 係争中です。                                                                         | 令和元年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、令和元年11月26日にJTAによる控訴が申立てられ、令和2年9月29日にJTAによる請求が全面的に棄却される判決が下されました。当該判決が最終となり終結しました。 | 令和2年2月12日シンガポール高等裁判所は、JTAの請求をすべて棄却し、JTAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、令和2年2月13日に控訴が申立てられ、令和2年10月6日にJTAの請求が一部認められ、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払命令が下されました。当該判決が最終となり終結しました。 | 平成30年2月23日シンガポール高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申し立てを行っていましたが、平成30年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。 |

上記の他、GLは、平成30年5月21日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下、「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（平成30年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、令和2年3月20日に判決が出る予定となっておりますが、令和2年1月16日にJトラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、ＪＴＲは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.（以下「ＥＨＡ」）他１社を被告とし、令和２年11月16日にシンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、ＪＴＡがＧＬに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びＧＬ株の購入他527百万タイバツ）について、ＧＬＨが他の被告と共謀し、ＪＴＲに投資を促すために、ＧＬの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にＥＨＡも参画しているという主張からＥＨＡ他１社に対し損害賠償請求を求めています。また、当該損害賠償請求に伴い、令和２年10月21日にＥＨＡに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されています。

## ②ＧＬの見解及び対応について

ＧＬ及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、ＪＴＡが早期償還の権利を行使できる条件は何ら整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、ＪＴＡによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、ＧＬＨに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてＧＬＨの資産はDigital Finance事業の一部であり、ＧＬＨの日常的かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結命令が当社グループに与える影響は大きくないと判断しております。

ＧＬ及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいり所存であり、ＪＴＡに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

# 貸 借 対 照 表

(令和2年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部           |            |
|---------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 3,838,933  | 流 動 負 債           | 585,072    |
| 現金及び預金        | 14,584     | 買 掛 金             | 27,096     |
| 受取手形及び売掛金     | 96,234     | 短 期 借 入 金         | 64,955     |
| 商 品 及 び 製 品   | 160        | 関係会社短期借入金         | 338,894    |
| 仕 掛 品         | 16,672     | 未 払 金             | 33,260     |
| 関係会社短期貸付金     | 3,695,959  | 未 払 法 人 税 等       | 12,616     |
| そ の 他         | 113,491    | 返 品 調 整 引 当 金     | 104        |
| 貸 倒 引 当 金     | △98,168    | そ の 他             | 108,144    |
|               |            | 負 債 合 計           | 585,072    |
| 固 定 資 産       | 1,774,125  | 純 資 産 の 部         |            |
| 有 形 固 定 資 産   | 208        | 株 主 資 本           | 5,019,645  |
| 工 具 器 具 備 品   | 208        | 資 本 金             | 4,007,892  |
| 投資その他の資産      | 1,773,916  | 資 本 剰 余 金         | 3,730,492  |
| 関 係 会 社 株 式   | 3,832,222  | 資 本 準 備 金         | 3,530,595  |
| 破 産 更 生 債 権 等 | 4,431      | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 199,896    |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 27,625     | 利 益 剰 余 金         | △2,666,337 |
| そ の 他         | 53,160     | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △2,666,337 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △2,085,889 | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △2,666,337 |
| 貸 倒 引 当 金     | △57,634    | 自 己 株 式           | △52,401    |
|               |            | 新 株 予 約 権         | 8,340      |
|               |            | 純 資 産 合 計         | 5,027,986  |
| 資 産 合 計       | 5,613,059  | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 5,613,059  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和元年10月1日から)  
(令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           | 512,413   |
| 売 上 原 価               |           | 392,718   |
| 売 上 総 利 益             |           | 119,694   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 163,636   |
| 営 業 損 失               |           | 43,941    |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 391       |           |
| そ の 他                 | 6,438     | 6,830     |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 11,025    |           |
| 社 債 利 息               | 1,272     |           |
| 為 替 差 損               | 18,416    |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 281       |           |
| そ の 他                 | 42        | 31,038    |
| 経 常 損 失               |           | 68,149    |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額   | 2,085,889 | 2,085,889 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |           | 2,154,039 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 7,149     |
| 当 期 純 損 失             |           | 2,161,188 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から)  
(令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |          |           |                     |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金               |            |
|                         |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 令和元年10月1日 残高            | 4,007,892 | 3,530,595 | 199,896  | 3,730,492 | △505,149            | △505,149   |
| 事業年度中の変動額               |           |           |          |           |                     |            |
| 当 期 純 損 失               |           |           |          |           | △2,161,188          | △2,161,188 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |          |           |                     |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —         | —        | —         | △2,161,188          | △2,161,188 |
| 令和2年9月30日 残高            | 4,007,892 | 3,530,595 | 199,896  | 3,730,492 | △2,666,337          | △2,666,337 |

|                         | 株 主 資 本 |            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|---------|------------|--------|------------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計     |        |            |
| 令和元年10月1日 残高            | △52,401 | 7,180,834  | 15,296 | 7,196,130  |
| 事業年度中の変動額               |         |            |        |            |
| 当 期 純 損 失               |         | △2,161,188 |        | △2,161,188 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |            | △6,955 | △6,955     |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | △2,161,188 | △6,955 | △2,168,144 |
| 令和2年9月30日 残高            | △52,401 | 5,019,645  | 8,340  | 5,027,986  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### ② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法及び定額法

耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～15年

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 投資損失引当金

関係会社の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して個別検討による必要額を計上しております。

##### ③ 返品調整引当金

音楽出版物（主としてCD）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

#### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 101,422千円 |
| 短期金銭債務 | 53,633千円  |

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 915千円 |
| 短期金銭債務 | 764千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                  |          |
|------------------|----------|
| 営業取引（売上原価）       | 5,258千円  |
| 営業取引（販売費及び一般管理費） | 44,988千円 |
| 営業取引以外           | 10,818千円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末の<br>株式数（株） |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 39,400             | —                 | —                 | 39,400            |
| 合 計   | 39,400             | —                 | —                 | 39,400            |

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金超過額、関係会社株式評価損、繰越欠損金、認定利息、投資損失引当金等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容      |        | 取引の内容         | 取引金額(千円) | 科目        | 期末残高(千円)  |
|-----|--------------------------------|-------------------|-----------|--------|---------------|----------|-----------|-----------|
|     |                                |                   | 役員の兼任等(人) | 事業上の関係 |               |          |           |           |
| 親会社 | 昭和ホールディングス株式会社                 | 被所有<br>直接63.21    | 2         | 株式の保有  | 経営指導料の支払い(注1) | 33,600   | 未払金       | 3,480     |
|     |                                |                   |           |        | 資金の借入(注2)     | 20,000   | 関係会社短期借入金 | 338,894   |
|     |                                |                   |           |        | 資金の返済(注2)     | 35,000   |           |           |
|     |                                |                   |           |        | 利息の支払(注2)     | 13,594   | 未払利息      | 50,153    |
| 子会社 | Engine Holdings Asia PTE. LTD. | 所有<br>直接100.00    | 1         | 株式の保有  | —             | —        | 関係会社短期貸付金 | 3,695,959 |
|     |                                |                   |           |        | —             | —        | 未収利息      | 98,168    |

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

(注3) Engine Holdings Asia PTE. LTD. の関係会社短期貸付金は、担保として連結子会社Group Lease PCL. 株式を当社が受け入れております。なお、担保料の受取はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 140円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 60円44銭  |

## 連結計算書類に関する監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年12月28日

株式会社ウェッジホールディングス  
取締役会 御中

#### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 ⑨  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 中 康 之 ⑨  
業務執行社員

#### 意見不表明

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

#### 意見不表明の根拠

7. その他の注記（追加情報）「(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、会社の連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL(以下、GL)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下、GLH) は、2020年10月6日に、JTrust AsiaPte.Ltd. を原告とするシンガポール共和国での損害賠償請求訴訟の判決において、GLHほか被告6名に対し、約7千万USドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払いを命じられた。

当監査法人は、重要な構成単位であるGLの連結財務情報について、GL会計監査人にグループ監査に基づく監査及びレビュー業務を依頼しているが、上記の判決に関連してGL会計監査人の検討が継続しており、計画した監査手続を完了することができなかった。

GLの連結財務情報は、会社の当連結会計年度に係る連結計算書類の数値の大半を占める重要な構成単位であり、連結計算書類に与える影響は、重要かつ広範であるため、当監査法人は、上記の連結計算書類について、意見不表明とすることとした。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に関する監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年12月28日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

#### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

茂 木 秀 俊 ㊞

公認会計士

山 中 康 之 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果に付き以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

・意見不表明の根拠

その他の注記（追加情報）「(2)JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載されているとおり、会社の連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD.（以下、「GLH」という。）は、2020年10月6日に、JTrust Asia Pte. Ltd. を原告とするシンガポール共和国での損害賠償請求訴訟の判決において、GLHほか被告6名に対し、約7千万USドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払いが命じられた。

当監査法人は、重要な構成単位であるGLの連結財務情報について、GL会計監査人にグループ監査に基づく監査及びレビュー業務を依頼しているが、上記の判決に関連してGL会計監査人の検討が継続しており、計画した監査手続を完了することができなかった。

GLの連結財務情報は、会社の当連結会計年度に係る連結計算書類の数値の大半を占める重要な構成単位であり、上記の連結計算書類について、意見不表明とすることとした。

令和2年12月28日

株式会社ウェッジホールディングス 監査等委員会

社外監査等委員 近 藤 健 太 ㊞

社外監査等委員 佐 藤 一 石 ㊞

監 査 等 委 員 大 徳 哲 雄 ㊞

以 上

## 株主総会継続会 会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区日本橋箱崎町42番 1 号  
T-CATホール 1 F



### <会場までの交通機関>

- ・水天宮前駅は、「1a出口がTCATと直結しています。」
- ・地下鉄日比谷線「人形町駅」A1 出口から徒歩約5分
- ・都営新宿線「浜町駅」A2 出口から徒歩約10分
- ・都営浅草線「人形町駅」A3・A5 出口から徒歩約7分

※ 会場には本継続会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。